

19 新株発行の無効事由 ランク：A

1、XのYに対する本件新株発行についての新株発行無効の訴え(828条1項2号)は認められるか。本件新株発行は2024年5月になされ、現在は同年9月であるため、「六箇月」の出訴期間は満たす。では、無効原因については明文の規定がないところ、どのように考えるべきか。

2、828条1項2号の趣旨は、新株発行を行うと多数の利害関係人が生じるため、法律関係の安定・取引の安全を確保するために、事後的な無効主張については訴えを要求した点にある。そして、既存株主の保護については210条による事前差止めが手続上保障されている。

そうだとすれば、新株発行の無効事由は狭く解すべきであり、上記の差止請求権の行使が阻害されたと評価できる場合に限る。

3、まず、①の点については、201条3項・4項に定める通知または公告は、差止請求(210条)の機会を株主に与えるものであるから、かかる手続がなされていないことは株主の差止請求権の行使が阻害されたと評価できるとも思える。もっとも、通知・公告を欠くこと以外に差止事由がない場合には、実質的に株主の差止請求権の行使を阻害したとはいえない。よって、その場合には例外的に無効事由にあたらない。

本件では、③の点は、主要目的が支配権の確立のために行われており、「著しく不公正」(210条2号)に該当する。また、②及び④はそれぞれ368条1項、208条1項の「法令…に違反する場合」(210条1号)に該当する。そのため、通知・公告を欠いたこと以外に差止事由が認められるため、無効事由にあたる。

4、②から④の点については、差止事由にはあたるものの、株式発行後には株式が転々流通することを考慮し、取引の安全を優先して保護すべきである。また、④の点については、有効な払込がないにもかかわらず新株を発行すると、既存株主から引受人へ価株式価値の実質的な移転が生じることになる。もっとも、かかる不都合は、213条の2、213条の3で会社資本の充実を図るべきである。

したがって、②から④の点は、差止請求権の行使が阻害されたと評価できる場合ではなく、無効事由にあたらない。

以上

19 新株発行の無効事由 【解説】

新株発行無効の訴え

828条1項柱書2号：「次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもってのみ主張することができる。

二 株式会社の成立後における株式の発行 株式の発行の効力が生じた日から六箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、株式の発行の効力が生じた日から一年以内）」

【新株発行無効の訴えの要件】

- ①当該株式会社の株主等であること（2項2号（「株主等」の定義は2項柱書））
- ②発行の効力が生じた日から6箇月以内に提起していること（非公開会社の場合は1年）
- ③無効事由があること

【無効事由】

無効事由については明文の規定がない。

違法な新株発行を一律無効としてしまうと、引き受けた新株主の利益や取引の安全を害してしまうおそれがある。そこで、判例・学説ともに無効事由は制限的に解し、重大な法令違反がある場合にのみ無効事由を認めている。

なお、公開会社と非公開会社で無効事由の認定は異なる傾向にある。公開会社は発行された新株が流通する前提であり取引の安全の要請が強まるが、非公開会社は流通する可能性が低く公開会社ほどの要請が働かないからである。

【論証例】（公開会社 ver）

828条1項2号の趣旨は、新株発行を行うと多数の利害関係人が生じるため、法律関係の安定・取引の安全を確保するために、事後的な無効主張については訴えを要求した点にある。そして、既存株主の保護については210条による事前差止めが手続上保障されている。

そうだとすれば、新株発行の無効事由は狭く解すべきであり、上記の差止請求権の行使が阻害されたと評価できる場合に限る⁷。

⁷ 発行可能株式総数（37条・113条）を超過した新株発行や、定款に定めのない種類の株式の発行は、争いなく無効原因となる。また、新株発行の差止仮処分命令に違反した場合も、無効事由になる。

公開会社が新株発行の通知・公告を欠く場合

⇒通知・公告（201条3項・4項）を欠くと株主が発行差止め請求（210条）をする機会が保障されなくなってしまう。事前に知らなければ差し止める機会がないからである。もっとも、機会が与えられたからといって差止め事由がないのであれば意味がない。そこで、仮に株主が差止め請求をしたとしても差止めの事由がないためにこれが許容されないと認められる場合でない限り、無効事由になる（最判平9・1・28）。

無効な取締役会決議により発行された場合

※前提として、手続に瑕疵のある取締役会決議の効果については明文の規定はないが、一般原則により無効となると考えられている。

⇒取締役への招集通知（368条）を欠いている取締役会決議は無効となる。

もっとも、会社内部の手続は外部から把握することが困難であるし、代表取締役が業務執行として新株を発行している以上、取引の安全を重視すべき。したがって、外部との関係で手続が履践されていないような場合を除いて、無効な取締役会決議があるというだけでは無効事由にはならない。

支配権維持の目的で発行された場合

⇒仮に発行前に差止め請求された場合には不公正発行（210条2号）に該当し得る。

判例は、不公正発行に該当し得たとしても前述の通り代表取締役が業務執行として新株を発行している以上、無効事由にはならないとしている（最判平6・7・14）

仮装払込みにより発行された場合

⇒判例・学説ともに明確ではない。

資本充実の原則を重視すれば無効事由になりそうであるが、取引の安全の要請もある。会社法上、仮装引受人の責任（213条の2）と仮装払込に関与した取締役の責任（213条の3）が用意されていることから、資本充実の原則の観点からはこちらでカバーする。

20 非公開会社における新株発行の無効事由 ランク：A

1、XのYに対する本件新株発行無効の確認の訴え(828条1項2号)は認められるか。Yは非公開会社であるため、出訴期間は「一年」(828条1項2号)となる。本件新株発行は、2023年7月6日になされており、現在は2024年3月1日であるため、出訴期間は満了す。

2、新株発行の無効原因については明文の規定がないため、無効原因をどのように考えるべきか。

発行された新株については、多数の利害関係人が生じるため、無効事由は重大な瑕疵に限るべき出るとも思える。

もっとも、非公開会社においては、株主は自身の持株比率に高い関心を有しているといえる。現に会社法は、非公開会社における新株発行については株主総会の特別決議(199条2項・309条2項5号)を要求している。また、非公開会社はその発行する全ての株式について譲渡制限が付されているため(2条5号参照)、株式発行に関する取引の安全を保護する必要性が高くない。よって、非公開会社においては、新株発行手続に内部的瑕疵ある場合であっても、無効原因となる。

3、本件新株発行については、上記のとおり必要な手続である、株主総会の特別決議を経ない。そしてこれはY社の内部的瑕疵であり、無効原因となる。

4、以上より、XのYに対する請求は認められる。

以上

20 非公開会社における新株発行の無効事由 【解説】

無効事由については、問題 19 を参照。

非公開会社における新株発行手続は、株主総会の特別決議（199 条 2 項、309 条 2 項 5 号）。株主総会の特別決議を欠く場合に無効事由が認められるか。

⇒判例は、無効事由になるとしている（最判平 24・4・24）。非公開会社では公開会社と異なって募集事項の決定を取締役会決議とすることができず、また、新株発行の無効の訴えの提訴期間も 1 年とされていることからすれば、非公開会社では既存株主の利益が重視するのが会社法の趣旨である。したがって、株主総会の特別決議を欠いた発行には無効事由が認めらえる。

⇒株主総会の不存在も、株主総会の特別決議を欠くと同視できるため、無効事由となる。

⇒非公開会社では、新株発行のための株主総会決議が、公開会社における通知・公告と同視される。

支配権維持を主要目的とした新株発行は、不公正発行（210 条 2 号）に該当し得る。

不公正発行に該当することが無効事由に該当するか。

⇒判例は、不公正発行に該当し得たとしても代表取締役が業務執行として新株を発行している以上、無効事由とはならず、このことは非公開会社でも異ならないとしている（最判平 6・7・14）。